

【全国町村等職員任意共済】

1. 共済の概要

(1) 任意生命保険

死亡された場合、病気やケガによって所定の高度障がい状態になられた場合に保険金を支払う。

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として支払事由に該当した場合も支払いの対象となる。（※令和4年11月1日時点。今後取扱変更となる場合あり。）

- ① 疾病による場合・・・・・・・・死亡保険金（高度障がい保険金）
- ② 不慮の事故による場合・・・・死亡保険金（高度障がい保険金）＋
災害保険金（災害高度障がい保険金）

(2) 任意医療保険

ケガや病気等による入院、手術等に対して保険金を支払う。

新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院等も支払いの対象となる。（令和4年11月1日時点。今後取扱変更となる場合あり。）

- ① 入院給付金・・・・・・・・怪我や病気等により1泊2日以上継続して入院をしたとき
- ② 入院療養給付金・・・・入院給付金を支払う入院をしたとき
- ③ 手術給付金(20倍)・・・・1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術又は先進医療に該当する手術等を受けたとき
- ④ 手術給付金(5倍)・・・・外来又は日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術又は先進医療に該当する手術等を受けたとき
- ⑤ 放射線治療給付金・・・・公的医療保険制度の対象となる放射線治療又は先進医療に該当する放射線照射、温熱療法を受けたとき

(3) 任意収入補償保険

加入者が病気、ケガにより就業できなくなったとき、その状態が免責期間(90日)を超えて継続している場合に保険金を支払う。

一部復職後や退職後も最長65歳まで補償は継続され、業務中、業務外、国内外問わず偶然の事故や病気による就業障害も補償される。